ヒアリング（意見交換）のための事前提出資料

資料番号 １-５

内水面漁場管理委員会

１　ひと月あたりの平均活動日数及び主な活動内容（H22年度）



　　※あわせて、H20年度から3年間の委員会議の開催実績についてご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 開催回数 | 備　　　考 |
| H20年度 | ６回 | 委員会3回（答申・選出2・指示１）委員協議会3回 |
| H21年度 | ９回 | 委員会2回（指示）　　　　　　　　委員協議会7回 |
| H22年度 | １１回 | 委員会1回（指示）　　　　　　　　委員協議会10回 |

　　　※「指示」とは、漁業法第67条第1項及び同第130条第4項に基づく漁業調整委員会の指示をいう。

２　活動日数以外での委員の業務量について客観的なデータがありましたら、ご記入ください。

　　（例.不服申立ての審査件数、許認可や行政処分の件数など）【H20～22年度実績】

|  |
| --- |
| 上記１の委員活動実績報告中の各項目：「漁業関係情報収集」、「調整案件の相談受け等」及び「漁業者意見聴取、報告、説明」に係る委員活動が主として該当する。 |

３　委員であることによる日常生活への影響について

　　（例．間接的ではあるが、具体的な影響など）

|  |
| --- |
| 関連会議（地元行政機関との打合せを含む）への出席やマスコミからの取材、シンポジウム等への出席依頼を受けることがある。 |

４　その他

　　　特に記載すべき事項がありましたら、ご記入ください。

|  |
| --- |
| 内水面漁場管理委員会は漁業法第130条に基づき都道府県に設置され、内水面における漁業に関しては、海区漁業調整委員会の権限を行うものと規定されている。  　海区漁業調整委員会と異なり公選制は採用されていないが、「委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任したもの者をもって充てる。」と規定されている（漁業法第131条第2項）  　大阪の委員総数は8人（学識経験者3人、漁業者代表3人、遊漁者代表2人）である。 |

【参考】漁業法

　第130条　都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

　　２　内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

　　３　内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の

　　　採捕及び増殖に関する事項を処理する。

　　４　この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、

　　　内水面漁場管理委員会が行う。